

無産政党と帝国議会

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

35

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

38

(発行年 / Year)

1989-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006701>

無産政党と帝国議会

高橋彦博

- 一 はじめに
——検討資料の性格——
- 二 「政治上の自由主義」の薄弱性
——削除された「測定」部分——
- 三 「政治的自由獲得闘争」主義
——「嵐に立つ」における削除——
- 四 「既成諸政党全体」と無産政党
——全面的対置関係の削除——
- 五 反对党から野党へ
——浜口内閣への対応と評価——
- 六 議会对策共同委員会の経過
——大山・質問演説の背景——
- 七 むすび

一 はじめに

—— 検討資料の性格 ——

普通選挙制度の実現を機会に、日本の政治の舞台に登場した無産政党であったが、その無産政党が一九二〇年代から三〇年代におけるわが国の政党政治にどのように対応していくべきか、その姿勢は当初から確定されていたわけではなかった。登場直後から三派に鼎立した無産政党の多様性が、無産政党の政党政治への対応の多様性を生み出したという事情もあつたが、左派無産政党の場合、コミンテルンの指導というロシア革命型教条の規制棒と、村会、市会、府県会も含めた議會政治の現実的諸課題との狭間にあつて、政党政治開花の期間をそれへの試行錯誤の過程として過さねばならなかつたというのが、もうひとつ、大きな理由となつていた。

以下で検討を加えるのは、そのような試行錯誤の過程を如実に示す若干の資料である。労働農民党の委員長であつた大山郁夫は、十五年余のアメリカ亡命生活を終えて、一九四七年、日本に帰国した。そこで、彼の最初の仕事になつたのは、中央公論社からすでに刊行が開始されていた「大山郁夫全集」の校閲であつた。この「全集」は、早稲田大学の関係者によつてすでに第一巻、第二巻、が刊行されていた。大山が関与できたのは、時間的に見て、第三巻、第四巻、第五巻の刊行であつたと思われる。

中央公論社版「大山郁夫全集」の第一巻に、長谷川如是閑が「刊行会代表」として言葉を寄せ、刊行の経過を次のように明らかにしている。

君の友人後輩の間に、君の全集を刊行する企てが起こされ、それらの人々によつて刊行会がつくられ、この全集の刊行となつたのである。

もし君自身この刊行に携はつたら、取捨もし加除もされたであらうが、しかし歴史的の意味を失はぬためには、かへつてもとのままを可とすべきであらう。

全体の編集は市村今朝蔵君が責任をもつてこれに当たり、植田清次君がこれを助け、早稲田新聞社の諸君は、原著の蒐集その他庶務一切を担当した。

大山の帰国を見越す形で刊行された『大山郁夫全集』は全五巻の構成となつてゐるが、全四巻の予定であつたのが、さらに一巻が追加されることになり、第四巻刊行後、一年経つて、第五巻が発行されて完結となつた形跡がある。一時期、全七巻とする案も浮上してゐたようであるが、全五巻で収めることになつたその刊行経過は左表のとおりである。

第一巻 一九四七年二月一五日付け

『政治の社会的基礎』ほか、如是関「刊行の辞」およびK・コールグ

ローヴ「在米大山教授の生活について」等を所収。

第二巻 一九四七年一〇月一五日付け

『現代日本の政治過程』、『政治学原理の改造』等。

〔一九四七年一〇月二三日、大山郁夫、帰国。〕

第三卷 一九四八年二月二〇日付け

第四卷 一九四八年五月二〇日付け

第五卷 一九四九年六月一〇日付け

『嵐に立つ』ほか、一九一九年以降発表の諸論文。「解説」は田部井健次。

政治哲学、文化批評、等。一九一五〜一九二五年に発表の諸論稿。

一九一五〜一九四八年発表の小論集。植田清次の「経緯」と、大山の「小序」を掲載。

大山の、「一九四九年二月」と日付の記入のある第五卷所収の「小序」は、次のように記している。

本全集のうちには、第一次世界大戦終熄直後の十有余年間という、私の過去の生涯における最も重要な一期間内に発表された私の労作中の代表的なものの殆ど全部が収録されている。そしてこの意味において、それに「全集」の名を冠することも、必ずしも失当でないと考えられるのだ。

元来本全集の計画は、初め私の帰国前、当時の私にとつてはまだ見ぬ心の友であつた一団の早稲田学園の青年学徒によつて発案され、そして幾多の私の尊敬する旧来の親友たち、および私の親愛なるかつての学生たちの私への深き友情をこめての賛助と緊密なる協力の下に、その遂行を見るに至つたものである。

中央公論社版『全集』の中には、発表日時と掲載誌が明記されていない論稿が収められているが、そのような論稿

を含めて、大山は、帰国前刊行の二巻と帰国後刊行の三巻、計五巻のすべてに対して、「私の労作中の代表的なもの殆ど全部」が収められている、とそれらをオーソライズしたのである。

ところで、大山郁夫の書齋には、中央公論社版『全集』に使用した原稿の一部分が残されていた。原稿といつても、それは、『中央公論』や『改造』の該当ページを破り取り、そこに編集上の注意を赤字で書き入れたものである。⁽¹⁾この断片の中に、戦前、ペン・ネームで発表した論稿を大山のものとして認めている例などが見出され、新版の全集である『大山郁夫著作集』（全七巻、岩波書店刊、一九八七年〜八八年）の編集にあたっては、それが参考にされた。さらに、それらの断片の中に、大山のものと思われる筆跡で書き入れがなされている例が若干あった。しかもその書き入れが、かつての発表論文に対する内容上の修正になっている例が二、三、見出された。そして、その修正内容は、無産政党と帝国議会の関係を把握する試行錯誤の過程について、関係者として後日の評価を与えるものとなっているように読み取れるものであった。

亡命生活から帰国した大山は、中央公論社版として刊行が進行中の『全集』に、かつて『中央公論』『改造』等に発表した論文を収めるにあたって、編集上必要と思われる加筆削除以上の内容上の修正を試みた。しかも、それら修正を試みた何点かの論文は、中央公論社版『全集』に掲載されることがなかった。戦後の大山の修正内容は公表されないままに終わっている。⁽²⁾かつて、労働農民党、そして労働党の委員長であった大山の、帝国議会と無産政党の関係についての考えが、十五年余の亡命生活を経たのち、どのように修正されようとしたのであるかを明らかにすることが、この小論の目的である。

それらの修正点は、大山の亡命生活における日本憲政史、とくに美濃部憲法学への没入の成果を意味するものと

なつてゐるであらう。同時に、滿洲事變という事実上の日中戦争勃発の時点まで、全生活を賭けて取り組んでいた無産政党運動への大山なりの総括をも含意するものとなつてゐるであらう。

(1) 大山の書き込みのあるものを含め、中央公論社版「全集」に関する資料で、断片として大山郁夫の書齋に残されてあつた数十点は、すべて早稲田大学現代政治経済研究所に収められている。

(2) 以下で取り上げる数点の論文を除いては、戦前の発表論文を戦後の中央公論社版「全集」に収めるにあつて、大山が内容上の訂正・加筆を試みた例は見当らない。

二 「政治上の自由主義」の薄弱性

——削除された「測定」部分——

普通選挙制度の実施に対応して最初に結党された無産政党は、一九二五年十二月一日、結党式を挙げた農民労働党であつた。しかし、農民労働党は、結党式後、数時間後に、憲政会内閣下の内務省から解散命令を受けた。普通党を実施したのは「護憲内閣」とも呼ばれた加藤高明を首相とする憲政会内閣である。その憲政会内閣が普選に対応して登場した農民労働党の存在を認めないのはいかなる論理にもとづくものであるか、農民労働党に代わる新たな無産政党の結成が取り組まれるであらうが、そのような取り組みが成功する可能性がはたしてあるのか、ないのか、それらの点が説明される必要がここで生じた。政治研究会の委員として農民労働党の結党経過に深く関わり、当時、早稲田大

学政経学部教授であつた大山郁夫は、農民労働党に対する解散命令が出されるわが国の政治社会の構造を分析する立場に立たされた。この分析者としての役割の自覚が、『中央公論』一九二六年一月号における「農民労働党の解散と支配階級心理」の発表となつている。この論文で、大山は、次のような政治社会学的分析課題の明確化を行つた。

一旦挫折した無産政党運動を如何にして再興すべきかについて思慮を回ぐらすことが、この際最も緊喫の急務だと考へる。

だとすると、それに関連して、我々が先づ第一に試みなければならぬことは、無産政党運動を繞ぐる政治的雰囲気内に於ける主なる氣流の方向及び強度といつたやうなものを測定することであらねばならぬ。

〔中央公論〕一九二六年一月、一三四ページ。岩波版『大山郁夫著作集、VII』p.35以下表記法同じ。）

大山による政党政治の「氣流」に関する「方向および強度」の「測定」は、憲政会内閣の背景となるわが国における自由主義の歴史的特性の分析として示された。わが国における「政治上の自由主義」認容の範囲があまりにも狭いものであることの指摘が、その分析結果となつている。

かうした状態は、我国のブルジョアジーが、明治維新の革命の主力となつて働いた官僚の補導の下に興隆したといふ歴史的事実の裡に、その遠因を持つてゐるのである。即ち、このことの一結果として、我国のブルジョアジーは、ヨーロッパ諸国のブルジョアジーとは異がつて、未だ曾て只の一度も自由主義の戦ひを戦ふ必要を持たなかつた。

つたのである。

かうした関係から、我国のブルジョアジーは、大体上に於ては、寧ろ官僚以上に自由主義を嫌つて居るやうに見えるのである。

(同上、一四五ページ。pp.46~47.)

別の表現を借りれば、大山は、わが国における「政治上の自由主義」は「法制」の上では「甚だ薄弱なる存在をしか持たない」と分析している(同上、一四三ページ。p.45)。そして、この分析部分を中心内容とする政治気流の測定のひとつが、亡命後の大山によつて削除を指示されているのである。その範囲は、論文全体の約六〇%という大幅なものである。⁽¹⁾この削除は、何を意味しているのであろうか。

以下、大山によつて削除を指示された部分の主な箇所を摘記する。とりあえず、次の三点に注目したい。

若し我々が、普選法の制定といふ一面だけを見るならば、我国の政治社会に於ける政治上の自由主義が或る程度に於て常識化されてあるものと考へて差し聞へないやうにも見える。が、若し我々が翻つて他の一面に向つて、治安維持法の議會通過といふ事実を見るならば、我々は、我国の政治社会に於て政治上の自由主義の認容されてある範囲が余りに狭いのに驚かない訳には行かないのである。(同上、一三七ページ。pp.38~39.)

もとより憲政樹立以後に於ては、(我国の)ブルジョアジーは段々と議會を利用することに依つてその階級的優越を確立することを学んだが、しかし彼等は本来、官僚と根本的に利害関係を異にしなかつたがために、別に自

由を叫んでそれに挑戦したといふこともなく、寧ろ当初に於てはそれの庇護の下に、そして後にはそれと協同して、資本主義の發展を促進して、自然と今日の世界的帝國主義競争の渦中へ投ずるところにまで漕ぎつけて来たのである。(同上、一四五ページ。p. 47)

農民労働党の成立の由来を、その淵源にまで遡つて考へるときには、それは実に、無産階級解放運動が、数年前の直接行動主義の態度から、漸次に合法的議會進入主義のそれへの方向転換の結果として生じたものである。……農民労働党を解散することに依つて無産大衆を憤激させることゝ、その成立を承認して、それを平和的に議會に導き入れることゝの、二つのうち何れの一つが、公安保持のために有利であつたかといふやうなことも、まんなら彼等(当局)の一考に値ひしないことだとは言へまい。(同上、一五二〜一五三ページ。p. 54〜55)

大山が削除を指示したのは、わが国のブルジョアジーが「政治上の自由主義」の担い手になつてゐる歴史経過がほとんど認められない、とする分析内容であり、無産政党的含法的存在が許容される余地は、ブルジョアジーの体質にあるのではなく官僚的権力機構の公安保持上の判断にある、とする「測定」結果であつた。さらに、次の部分の削除が含まれてゐる点にも注目しておきたい。

かういふ風に無産階級が政治上の自由主義に依つて幾分でもの利益を受ける場合には、無産階級政党は、縦し一時的の戦術上の考慮からでにもせよ、それへの要求をその政綱の上に主張することがないではない。それは、イギリスの労働党が現に行つてゐることである。イギリスに於て自由党の存在の必要がなくなつたほどにも政治上の自

由主義が制度の上に確立されてゐるといふやうなことは、たゞ単にかうしたデリケートな意味に於てのみ言へることである。(同上、一四二〜一四三ページ。p. 44)

農民労働党が解散命令を受けた時点で、大山は、わが国における「政治上の自由主義」が、「少くとも国民の或る一部の間」に於て幾分づゝ常識化」しつゝある形勢を見てとつていたし、その形勢が「ソシアル・デモクラシー」の方向に包括される流れをも鋭敏に感知していたが(一四四ページ。pp. 45〜46)、それにもかかわらず、大山は、その「ポリティカル・デモクラシー」のわが国における「伝播」なり「扶植」なりを積極的に評価する姿勢を示すことはなかつた。むしろ、大山は、「政治上の自由主義」について貶価的評価を与えていたと見れるのであり、それが、無産政党と「政治上の自由主義」とのかかわりについては「一時的の戦術上の考慮」からのみ可能であると見る見解の表明になつていた。そして、無産政党への関与の経験と、その後の亡命生活、とくにわが国の憲政史についての研究生活を経た上で、大山は、その「政治上の自由主義」に対する貶価的な姿勢を全面的に撤回したのであつた。

(1) 大山が削除を指示した主な箇所は、『中央公論』一九二六年一月号の一三三ページ六行目から一四七ページ四行目までと、一五二ページ六行目から一五三ページ三行目までである。岩波版『著作集、VII巻』で見れば、三四ページ八行目から四九ページ一行目までと、五四ページ四行目から五五ページ一行目までである。

(2) 大山の無産政党への関与の経験が、議会政治への関与の経験であつたことについては、第六節で考察することにした。亡命時代の大山の研究活動については、とりあえずは、拙稿『社会労働運動史と憲政史の接点—一九三〇年代のあ

る経験——『大原社会問題研究所雑誌』第三四二号、一九八七年五月、を参照されたい。

三 「政治的自由獲得闘争」主義

——『嵐に立つ』における削除——

解散命令を受けたわが国最初の無産政党・農民労働党であつたが、無産政党は、三カ月後の一九二六年三月、今度は労働農民党として姿を現わし、一九二八年四月に解散命令を受けるまでの二年間、活発な動きを展開することに成功した。この期間に、大山郁夫は、労働農民党の委員長となり、早稲田大学政治経済学部の教壇から降りている。そして、農民労働党から労働農民党の期間、および労働農民党解散後の新党準備会と「政治的自由獲得」労農同盟の期間に大山が発表した諸論文を一冊にまとめたのが『嵐に立つ——日本に於ける無産階級政治闘争の一記録——』（鉄塔書院、一九二九年七月）であつた。

大山の後日における大幅な削除の指示を受けることになる論文「農民労働党の解散と支配階級心理」（『中央公論』一九二六年一月）は、この『嵐に立つ』の巻頭論文として収録されている。ただし、すでにこの時点、すなわち発表後三年半の時点で、『農民労働党の解散』は、大山の後日の指示によるよりも、より大幅な削除を受けている。『嵐に立つ』において、『農民労働党の解散』は、全八節のうち、第一節と最終節の一部分が活かされただけで、その全体の三分の二にあたる七五％が削除されている。この削除はどのような経過によってなされたものであつたか。

『嵐に立つ』における『農民労働党の解散』の削除は、大山が承認した削除ではあつたが、その作業にあつたの

は田部井健次であった。「嵐に立つ」の冒頭で、大山は、「著者の覚え書き」として、その間の経緯を次のように説明している。

著者が今大衆の批判の前に投げ出したこの一卷は、我々に取つては単に一個の過去の闘争記録たるに止まらず、同時に将来の闘争に対する一種の指針としても役立つしめられるべきものである。

著者は、著者の既往の学生であり現在の同志である田部井健次君が、自ら進んで本書の編輯を担当し、しかも普通一般の編輯者には期待し得られない程度に真剣な知のおよび体的労務を提供してくれたことを、一言付け加へておかねばならぬ。殊に、上篇および中篇中の数章は、同君が私の教論文を整理して、それぐに一論文に纏めあげたものである。

田部井は、どのような理由、あるいはどのような基準で「農民労働党の解散」に、だいたんとも思える大幅な削除を加えたのであつたか。「農民労働党の解散」は、「嵐に立つ」に収められるにあつて、原題名「農民労働党の解散と支配階級心理」が「農民労働党の解散と無産政党運動の前途」に改められている。「嵐に立つ」においては、無産政党最左派としての実践的立場の記録と表示が必要とされたのであり、無産政党をめぐる政治的雰囲気における「氣流」の「測定」とはいえ、「支配階級心理」の分析などという政治社会学的アプローチは不要なのであつた。いいかえれば、求められるのは「輝ける委員長」であつて、政治的多元主義の立場に立つ政治過程の分析者ではなかつた。

さらに言えば、農民労働党から労働農民党へ、そして労働党へと、再度の解散命令を乗り越えて起き上がり小法師

のように突き進む無産政党最左派の基本方針は、「政治的自由獲得」であつた。しかし、大山の一九二六年初頭に示した政治社会学的アプローチは、公安当局の政治的マヌーヴァアとしてのみ、無産政党結成の余地があるかのごとき分析結果を示していた。大山の政治学教授としての残映にはかならない、客観情勢の冷静な対象化は、戦闘的無産政党の立場にとつては、全面的に抹消されるべき対象でしかなかつた。

大山自身も、『嵐に立つ』の発行時点で、『農民労働党の解散』に対する以上のような内容の削除を認めた。戦後、『嵐に立つ』は、中央公論社版『全集』第三巻にそのまま収められた。大山は、そこでもう一度、田部井の作業によつて大幅に削除された『農民労働党の解散』を、刊行後の追認ではあつたが、「私の労作中の代表的なもの」として承認し、オーソライズした。さらに、同全集の編集過程で、『農民労働党の解散』に書き入れを試みた場合、『嵐に立つ』で受けた大幅な削除を、ほとんど復活させている。原題名の「支配階級心理」を「無産政党運動の前途」とする修正を復活させているのがその例である。

ところで、これらの承認とオーソライズは、一九二九年において最大限に発揚されていた「政治的自由獲得闘争」主義の、戦後の状況における再確認を意味しているだけであらうか。そう、とは言えないようである。

『農民労働党の解散』に対し、『嵐に立つ』に収めるにあつて田部井が加えたたいんな削除と、一九四八年と推定される時点で大山が加えた削除指示とのあいだには、たとえば次のような、明確な相違点の存在が見出される。一九二九年に田部井は削除したが、一九四八年に大山が復元を求めたある部分がある。その部分の内容上の意味に注目することにしたい。田部井が削除し、大山が復活を指示したのは、次の部分であつた。

総同盟がかくして投じた一石は、その友誼団体の或るもの、態度を動かしたことに依つて、一時は無産政党そのもの、成立の可能性も、そのために破壊されるのではないかと危ぶまれた。が、過去四箇月に亘つて無産政党準備計画のために主力となつて働いた日本農民組合及びその他の数団体の幹部たちのその際に於ける異常なる斡旋の努力と、評議会の犠牲的態度の下に於ける自発的脱退の声明とが、相寄つて形勢緩和の効を奏して、日本に於ける最初の無産政党は、予定の通りに十二月一日に結党式を挙げて、農民労働党の名の下に於て、新たな政治的活動の首途に上ることゝなつた。(同上、一五〇ページ。pp. 51~52)

農民労働党の結党を準備する委員会で、労働運動右派の立場から、日本労働総同盟は、まず左翼団体の排除を求め、次に自らの脱退を宣言した。この時、左派は、まず政治研究会が結党後の解体を約し、次に日本労働組合評議会が自発的脱退を申し出た。この左派の姿勢は、他団体から「階級的犠牲の精神」の発露として評価された。⁽²⁾この瞬間は、無産政党の歴史において、左派が謙譲の姿勢を示したほとんど唯一の瞬間であつた。その瞬間の意義を、大山は見落さず、戦後、復元を指示したのであつた。もつとも、「農民労働党の解散」は、雑誌発表論文として中央公論社版『全集』に収録されることなく、大山のこの指示が活かされることはなかつた。

(1) 『農民労働党の解散と支配階級心理』が一九二九年刊の『嵐に立つ』に収められるにあつて田部井から受けた主な削除部分は、発表誌の一三三ページ六行目から一五〇ページ一二行目まであり、戦後における大山の削除指示を約四ページ越えるものとなつている。岩波書店版『大山郁夫著作集、VII巻』で見れば、三四ページ八行目から五二ページ九行

目までである。さらに、発表誌一五一ページ一五行目から一五八ページ三行目まで、岩波版で五三ページ一三行目から五五ページ一行目までが削除されているが、この削除範囲は、大山の後日の削除指示とほぼ同じとなっている。

(2) 法政大学大原社会問題研究所編、日本社会運動資料・原資料篇「政治研究会・無産政党組織準備委員会」(法政大学出版局、一九七三年、四三九〜四四〇ページ)を参照。左派の謙讓にもかかわらず、右派は、見通しとして、無産政党結成の当局による許諾を得るためには、左派の辞退ではなく、左派の排除が必要であるとする判断を持っていた(同上書、四六四ページ所収の資料No. 360を参照)。農民労働党のあとの労働農民党は、右派のそのような方針によつて発足が可能となつた経過を示している。

四 「既成諸政党全体」と無産政党

——前面的対置関係の削除——

一九二六年に発表した大山の論文『農民労働党の解散』をめぐつて、一九二九年における田部井削除と一九四八年における筆者自身の削除とがあり、この両者の削除内容を比較検討すると、削除部分において一致しながら、量的な相異があり、しかも、その量的な相違に質的な差異が含まれている点を確認できるのであった。そこから、両者のあいだに量的時間的な相違を越えた質的な差異があるとの前提で、「政治上の自由主義」についての「測定」を全面的に削除した理由についても、一九二九年の削除と一九四八年の削除とのあいだに、削除理由の大きな差異があつたであろうことの推測が可能となる。

一九二九年の時点では、「政治的自由獲得闘争」主義の立場において「政治上の自由主義」に対する貶価的側定が

削除された。一九四八年においては、大日本帝国憲法体制下における政党政治展開へ積極的評価を与える立場と、その政党政治開花状況における無産政党の位置について新たな評価を与える視点とからする、かつての「政治上の自由主義」に対する貶值的測定への反省がなされている。この推測は「農民労働党の解散」への書き入れからだけでは充分に確認できない。このような推測を裏付ける、大山の別の論文に対する別の書き込みを見る必要がある。

中央公論社版「全集」の編集作業として、大山が、かつて「中央公論」誌上に発表した論文に手を入れた形跡としては、「農民労働党の解散」以外にも残されている二点の例を確認できる。無産階級政治運動上に於ける理論闘争の諸条件の形成過程（『中央公論』一九二六年五月）がその第一の例である。この論稿は、帝国議會に新たな姿を現わした無産政党の位置と役割を、既成政党との関係において明らかにしようとした論稿である。¹大山の政治的多元主義がマルクス主義の階級闘争の原理を最大限に導入した論理構成として、この論稿の趣旨は注目されるものとなっている。「政治的自由獲得闘争」主義で貫徹された『嵐に立つ』にとつては、当初から収録の対象外となる論旨の論稿であった。この時点で大山があえて「理論闘争」の論域を選んだことの意味が、福本イズムとの関係で注目されるべきであろう。「理論闘争」をしながら、大山は、福本イズムと異質の議論展開を試みている。²

そして、この「理論闘争の諸条件」についても、大山は、一九四八年の時点で、一九二六年の旧稿に手を入れ、修正の意図を示したのであるが、その修正のポイントは次のようなところにあつた。

第五十一回帝国議會（一九二五年二月～一九二六年三月）において、三分の一議席しか占めていなかった与党の憲政会と、野党の政友会、そして政友本党とのあいだには、大山の表現を借りれば「猛烈なる腐敗事件摘発競争」が惹起された。さらに、この第五一回帝国議會を通じて、既成政党のあいだに、これも大山の表現を借りれば「ブルジ

ヨア政治圏内に於ける革新運動の発程」が見られることになった。大山の論述は、無産政党が、そのような既成政党の「革新運動」をどのように評価すべきか、運動過程の「中間の道程」における「臨機の方策」を検討する必要がある、とするものであった。大山の「理論闘争」は、「運動の終極目標」にかかわるものではなかった。むしろ、そのような「理論闘争」の意義について、たとえば福本イズムについて、疑問を呈する内容の議論となっていた。

理論と実践の弁証法的統一などと、最大限にマルクス主義の用語を導入しながら、「運動の終極目標」と、「中間の道程」における「臨機の方策」とのあいだにも弁証法的統一がなければならぬとしているところなど、いかにも大山らしい議論なのであるが、この議論を展開するにあたって、議論の前提として、大山は、「既成諸政党全体」と無産政党の関係を対極にあるものとして関係づけた。無産政党からすれば「既成諸政党全体」は丸ごと否定の対象であると位置づけられた。そして、大山は、一九四八年段階で、この関係づけと位置づけについて修正と削除の指示を行っているのである。たとえば、次のような一節が削除部分に含まれている。

無産政党諸党は既成諸政党とは、正反対の極めの上におかれてある立場に立つてゐるのである。で、この立場からその反対の立場の方向に視線を投げるとき、資本主義文化の最も特徴的な現はれのひとつとして、右の議会の醜状暴露の展開過程が、特に顕著に目立つて見えて来るのである。

〔中央公論〕一九二六年五月、九四ページ。〔著作集VII〕p. 1121)

「理論闘争の諸条件」における後日の修正のもっとも代表的な箇所はこの内容の削除である。一九二六年発表時点

では、無産政党の出現と「既成諸政党全体」とが、右に見たように「正反対の極めの上」にあるとする把握が強調されてきた。そのような把握が、無産政党は「別天地」にあるとして、さらに確言されている場合もあつた。

我々は、第五十一議會に於ける余りに顯著であつた醜狀暴露の連続に関して、既成諸政党中の或る人々が或る程度に悔恨の情を示したといふことを、縦し我々に出来る限りの好意を以て承認し得るにもせよ、畢竟それが無条件に彼等の道德的反省から来たものでなくて、少くともまづ第一段には、彼等の各自の關係政党及び既成諸政党全体の上に繋がる或る利害問題の打算から来たものだといふ我々の論点の上に、些かの手加減をも加へることが出来ないのである。そしてこの場合に、我々が特に右の通りに「既成諸政党全体」といふ言葉を挿入することを忘れなかつたのは、我々の当面の問題に対するすべての既成諸政党の人々の関心の重大さが、折も折、議會に於ける例の「泥試合」が段々と高潮に昇りつめつつあつた瞬間に於て、それとは全然無關係な別天地で晴やかな産ぶ声を挙げた無産政党の出現を前にして、異常の程度に於て増進せしめられた趣きがあつたといふ一事実と、不可分の關係に結びつけられてゐるのである。

〔中央公論〕一九二六年五月、八七ページ。〔著作集VII〕pp. 104-105.)

そして、このような把握が、大山によって、後日、全面的に削除された。右の部分に対する大山の書き直しは、次のような簡略なものとなつている。「既成諸政党全体」と無産政党を兩極に対置する図式は完全に取り消されている。

この見地から我々は、第五十一議會に於ける余りにも顕著であつた醜惡暴露の連続に關してブルジョア諸政党中の或る人々が或る程度の悔恨の状を示したといふことも、畢竟それは彼等の道徳的反省から來たものでなく、彼等の各自の關係政党およびブルジョア政党全体に繋がる様々の利害問題の打算から來たものだといふことを、何等躊躇することなく断言するものである。

「理論闘争の諸条件」において、大山は、武藤山治による政治更新連盟における「政治の經濟化」や、もう一人の政治的革新運動の提唱者である後藤新平による「政治の倫理化」の提唱を取り上げ、これらの提唱への直面が無産政党の「理論闘争の条件」、すなわち「臨機の方策」になつてゐることを指摘してゐるのであるが、この指摘は、必ずしも、「既成諸政党全体」と無産政党との兩極化図式と対応するものとはなつてゐなかつた。この点は、理論闘争の諸条件が發表された当時から「測定」結果の矛盾点であつた。記述の統一に、削除を含む修正の技術的理由があつたのであろう。しかし、それだけではなく、無産政党を「既成諸政党全体」と全面的に対決させる図式そのものについての修正の意圖が一九四八年段階で表出したのであつた、と見ることの妥当性を強調しておきたい。

【中央公論】一九三〇年八月号には、大山の「帝國主義ブルジョアジの武器としての労働組合法政府案」が發表されている。そして、この論文についても、中央公論社版「全集」の原稿として残されてゐる断片資料として、大山の筆跡と思われる鉛筆の書き込みが残されている。先に指摘した、二点の例のもう一点の例である。同じく一九四八年時点のものと同定される大山のその書き込みも、「既成諸政党全体」なるとらえ方についての修正を意味するものとなつてゐる。この点について、節を改めて見ることにしたい。

(1) 『農民労働党の解散』には、大山の筆跡で「附録第二」との書き込みがあり、この「理論闘争の諸条件」には、同じく「附、第四」とある。どちらにも消却の意味の印が付されているが、これらはともに、中央公論社版『全集』編集の過程で付されたものと思われる。巻数変更の跡と見れる。しかし、両論文とも『全集』には未掲載となっている。

(2) 大山は雑誌『マルクス主義』に論文を発表したことがない。いうまでもなく、同誌は福本和夫が論陣を張る場であった。大山は雑誌『労農』にも登場したことがない。『労農』誌は山川均の「政治的統一戦線へ」で創刊号の巻頭を飾っていた。大山が編集同人の筆頭となって発行に加わった雑誌は『大衆』であった。『マルクス主義』『労農』『大衆』三誌の關係が、大山の理論と福本イズムや山川イズムとの關係を示すものとなっているであろうとの指摘に、ここではとどめておきたい。

五 反対党から野党へ

——浜口内閣への対応と評価——

治安警察法や治安維持法の制定はなされたが、ついに労働組合法が制定されることなく、実態として存在する労働組合の法的承認がなされなかつたところに戦前の日本資本主義の特質があつたとされている。そのような一般的状況にあつても、政党政治の開花期に、憲政会Ⅱ民政党による労働組合法政府案の国会上程が実現ないしその一步手前まで進出した機会があつた。しかし、当時の無産政党支持勢力は、その機会を的確に把握することに成功しなかつた。とくに、浜口雄幸内閣段階における第五十九回帝国議会（一九三〇年一月〜一九三一年三月）における非合法左派

の「議會打倒闘争」は、「資本家団体に法案（労働組合法案）撲滅のための絶好の口実」を与え、ここで法案を「半永久的に議會から葬りさらしめた」と左派自身によって自己批判されている。⁽¹⁾

労働農民党が解散されたあと再建された労働党の委員長となり、衆議院議員となっていた大山は、非合法左派の「議會打倒闘争」に組する見解を示すことはなかったが、合法分野の最左派の立場から、浜口民政党内閣が国会上程を準備していた労働組合法案に、全面否定に近い批判を展開した。その批判内容が、帝国主義ブルジョアジーの武器としての労働組合法政府案⁽²⁾に示されている。大山の批判の要点は、政府案では、労働組合が経済団体として限定され、労働組合が労働組合として取り組むべき政治活動が規制されている、とする点にあった。

ところで、労働組合を、「労働条件ノ維持改善ヲ目的トスル労働者ノ団体又ハ其ノ連合体ヲ謂フ」とする規定を批判しつつ、大山が展開した一九三〇年のその議論について、大山自身、一九四八年と推定される時点で、後日の修正を加えたのであるが、その修正点は次の二点であった。

まず、大山は、「浜口内閣は何故労働組合の政治活動を禁圧しようとしてゐるのであるか」とか、「浜口内閣の労働組合法案は、明かに治安維持法の××である」としている部分（『中央公論』一九三〇年八月、一二ページ、一五ページ）の「浜口内閣」を、「ブルジョア政府」に訂正するよう指示している。この指示は、先に見た「既成諸政党全体」なる概括的把握の修正と同じ意味を持っているのではなからうか。浜口内閣のブルジョア内閣一般としての性格が、労働組合の政治活動の法的規制に向かわしめているのであって、逆に、浜口内閣段階における労働組合法案の性格から浜口内閣の特性そのものを否定し去ってしまうような把握は避けねばならないとする後日の配慮がそこに見出されるようである。

次に、大山は、労働組合と無産政党の關係についての「ベルト理論」を修正する指示を行なつた。両者の關係を、より相対化することによつて、労働組合運動の領域を確定すると同時に、無産政党の議會政治における位置と役割の明確化を目差している。

たとえば、一八年前の發表時点において「労働者の政党が労働者階級の『頭部』として組織される」とされていた把握（『中央公論』一九三〇年八月、一四ページ）は、「プロレタリアートの政党は、労働者大衆の中の、比較的少数の極めて優秀なる部分によつて結成される。そして、その周囲により多数の目覚めたる大衆が労働組合に組織される」とする把握への修正が指示されている。労働組合の存在に対し、「党」を「頭部」と位置づける把握の撤回の指示である。この場合、「党」とは、左翼政党一般を意味していると理解してよいであろう。

大山は、依然として「ベルト理論」を認めている。すなわち、「かくして労働組合はプロレタリアートの政治的闘争に於て、党と大衆とを結びつけるためのベルトの役目を果してゐる」とする見解（同上、同ページ）の保持である。だが、大山は、この「ベルト理論」は次のような意味内容において主張されるものであるとの説明を付け加えるよう指示している。「党と組合とは、互に、有機的に組織されたるプロレタリアートの渾然たる政治闘争組織である」。ここでは、戦前の社会運動の理論としての「ベルト理論」が含意していた「党と組合」の上下關係は否定し去られている。同時に、プロレタリアートの組織としての無産政党が、労働組合と、政党政治の状況における「連帯」的な關係を構築することが求められている。議會政治の場における、政党と組合の役割關係を確認する指示である。

天皇制支配体制下における政党政治の高揚の頂点として、浜口内閣段階の帝国議會があつたが、それに対する労働党委員長としての大山の対応を見ると、当時の非合法左派の「議會打倒闘争」とは画然と距離を置いていた。そもそ

も、大山は、無産政党的の起点として活動した労働農民党的の結党宣言における「議會主義への絶対無限の信仰」あるいは「絶対的議會主義信認」に注目する立場を明らかにしていた。⁽³⁾この立場は、当時におけるコミンテルンの、もはやブルジョア議會を利用する段階は終つたのであり、いまや、「ブルジョアの議會施設の中にその間諜 (Kundschafter) を放つこと」が任務であり、ある条件においては「これを乗取るために (zu erobern) 議會に入つて行くにすぎない」とするテーゼと真正面から対立するものであった。⁽⁴⁾

そのような立場の大山が、衆議院議員となつて、衆議院本會議において行なつた浜口首相に対する質問演説（一九三〇年四月二七日）は、帝國議會における無産政党的の果たす役割を充分に自覚するものとなつていた。それは、社会民衆党的の片山哲、日本大衆党的の浅原健三などの質問と連携する内容になつていた。無産政党的諸党的による議會対策共同委員會の調整枠の承認にもとづく演説であり、左派無産政党的だけではなく、無産政党的諸党的の帝國議會における役割の承認を前提とする演説となつていた。この演説で大山は、無産政党的の代表が、衆院本會議で一般質問演説ができるのは民衆の勢力が伸びて時代が變つたからである、と述べている。また、大山は、ここで二度も、もし無産政党的が政權を掌握すれば、という表現を使い、無産政党的は單なる反対政党的ではない、という野党的（オポジション）の立場の表明を行なつて⁽⁵⁾いる。

大山は、浜口内閣に対して「糺弾的意味」を含んだ質問をせざるをえないとしながら、内容的には、たとえば、失業問題について、緊急対策としての法案を提出し、その法案の財政的裏付けまでをも説明した。大山の質問演説に対し、加藤勘十が、「百パーセントの社会民主主義者の表現以前の何ものでもない」と評したのも当然と思える議會主義的立場の表明であつた。亡命以前における、無産政党的と帝國議會の關係についてのこのような実践的追求めの経験が

背景となつて、大山のノースウエスタン大学における日本憲政史の研究が深められたのであつたと見るべきであろう。先にもふれたように、一九四八年段階における大山の、一九二〇年代後半から一九三〇年代にかけて發表した旧論文への書き入れによる修正指示は、亡命時代の研究生生活の到達点を示す一端であるとともに、その到達点をもたらず下地となつた無産政党活動の経験の総括をも示すものとなつていた。最後に、大山の無産政党への関与がもたらした議會政治の経験について、それがどのようなものであつたかをさらに詳しく見ておくことにしたい。

(1) 「団結権法認問題における労働者側の失敗」に対する痛烈な批判は、すでに一九三七年の時点で明らかにされていた。風早八十二『日本社会政策史』日本評論社刊。青木文庫版、下、四一五〜四一六ページ。

(2) 「議會打倒闘争」を批判する風早八十二であつたが、その風早も、労働者の政党は労働組合に対して「上位にあるもの」とか、「労働組合は政党の活動の地盤として始めてその意義を完了するもの」であるとかとする理解を示している(同右、三八五ページ)。なお、そのような「ベルト理論」が、コミンテルンの理論の導入によつてもたらされているだけでなく、明治社会主義における「労働組合は一時の策略に過ぎず」(村井知至)とする把握を根底に据える確固たる理論的確信になつていた点が注目される(同右、三八八ページ)。大山の場合、明治社会主義との思想的連関性はまったく見られない。むしろ、それに対し拒絶的である。

(3) 大山「新労働者の議會主義肯定とブルジョア議會の自己否定」『大衆』第一卷二号、一九二六年四月。

(4) Leitsätze über die Kommunistischen Parteien und den Parlamentarismus. Manifest des II Kongresses der Kommunistischen Internationale. K 7, 1920, No. 13, S. 106-114. 『大衆』第二卷七号、一九二七年九月、の訳文。

(5) 第五十八回帝国議會衆院本會議における大山の質問演説は、当時、労働党本部発行のパンフレットに収められたほか、『大衆時代』第一卷六号、一九三〇年六月に掲載されるなどした。戦後、中央公論社版『全集』第二卷に所収。この演

説で、大山は「政治的自由獲得闘争」主義を全面展開しているが、その際、共産党非法化の問題性、植民地民衆に対する基本的権利の剝奪と人間の生活の破壊について糾弾の声を挙げている点が注目される。大山特有の視点である。

(6) 加藤勘十「天に向つて唾きするもの」『大衆時代』第一巻六号、一九三〇年六月。加藤によれば「議会人としての大山氏」において社会民主主義者としての「大山氏の本質」が「露出」していると言う。

六 議会対策共同委員会の経過

——大山・質問演説の背景——

帝国議会に占めた無産政党的議席占有率は、一九三七年には八・五％に達していた。得票率も、同年の時点で一〇％（一〇〇万票）を越えたのであり、帝国議会における無産政党的の重みはかなりのところまで到達していたと見ることができるとができる。

もっとも、一九三二年の五・一五事件前の政党政治開花期の三回の総選挙結果では、無産政党的各党的の議席率は一％台に過ぎず、得票率も五％以下にとどまっていた。飛躍的に上昇した一九三〇年代後半の無産政党的の到達点は、はたして、天皇制ファシズムを批判する立場における到達点であったと評価できるのか否か、議論が分かれるところである。

政党政治開花期に開催された臨時、通常、計五回の帝国議会における無産政党的の位置と、その議会活動の具体的内容については、これまでのところ、ほとんど注目されないうままできた。⁽¹⁾無産政党的は、二大政党的である政友会と民政党

の議席数が均衡している状態でキャスティング・ヴォート執行者の役割を果たすにすぎなかったと見なされてきたからである。また、無産政党各派に、政權参画の志向性がなく、せいぜい、議場を政治宣伝の場とする方針でいたことが記録として残されていたからである。⁽²⁾

中間派無産政党に属していた河野密が、『日本社会政党史』（中央公論社、一九六〇年）で、府県会選挙を含む選挙活動の側面を、無産政党の歴史において重視しているが、これは通史として注目されるべき試みであつた。右派無産政党に属していた片山哲が、『回顧と展望』（福村出版、一九六七年）で、無産政党出身議員の議会内活動について記録を残したのは、ほかに例の少ない試みであつた。片山の「回顧」によれば、政党政治開花期における無産政党の議会活動は次のような実態を示していた。

第一回普選で八名当選し、その内訳は、右派の社会民衆党四名、中間派の日本労働農民党二名であつたが、八名を当選させた無産政党諸党は、院内で「無産政党共同闘争委員会」（ママ）を組織して共同歩調をとつた。この委員会において、各党の議員は、「内部において議論を闘わすことも少なく……よく団結して仲よく活動した」とされている。最初の一一般質問演説に立つた議員は西尾末広であり、「社会主義者、初めて議政壇上に立つ」と報じられた。社会民衆党を代表する鈴木文治は、内閣不信任案の趣旨説明を担当した。「当時は、最初の一一般質問に重点をおくよりも、不信任案を出すとか、予算の討論をするとか、そういうことを重点に考えていた」からである（同書一五七〜一五八ページ）。

第二回普選後の浜口内閣段階における帝国議會では、前回の機会に社会民衆党の西尾が一般質問演説に立つたので、この機会には労働党の大山が立つことになった。片山が、大山につづく第二陣を引き受けた。片山は、「浜口首相を

鞭達」し、「陸軍をおさえること」に激励を送る意図で演説したという（同書、一五九ページ）。

無産政党には、法案提出権がなかったので、労働組合法、小作人保護法、母子扶助法、家事調停法などを、他の野党（既成政党）に頼み込んで「法案を提出することだけに賛成してもらった」とする片山の証言（同書、一七六ページ）は貴重である。大山も先の一般質問演説の中で、軍事費の縮小については、他の野党の、そして議事運営上は同党派「第一控室」に属することになっていた清瀬一郎の質問に譲る、としている。

ただし、以上の片山の「回顧」には、片山の立場に引き寄せた記述が見受けられるので、以下、大原社会問題研究所編「日本労働年鑑」の各年版（一九二八年版〜一九三二年版）に記録されている無産政党諸党の院内活動を、議会対策共同委員会の動向でとらえる形で、より詳しくとらえておくことにしたい。

府県議会

大原社研の「日本労働年鑑」は、無産政党の動向に周到な配慮を払っていた。その記録者は、当時の大原社研における理論作業を確認できる河野密（二村一夫氏の教示）と推定される。第一回普選は、一九二八年二月の衆議院議員選挙として実施される前に、一九二七年九月〜一〇月の府県議会議員選挙において実現を見ていたのであるが、その府県会選挙の結果について、「日本労働年鑑、一九二八年版」は、早くも、以下のような記録を残している。

普選実施に対応して擡頭してきた無産政党の動向は、内部で左・右の対立を激化させながらも「殆んど無産階級運動の主力を吸収したかの観」があった。金融恐慌以来の政治・経済上の不安と動揺は、一般民衆の「無産政党に対する期待を強く刺戟した」と見てよい。全国一斉の「府県議議員の総選挙」に、全国の無産政党から立候補したものは、

總計二〇四名、当選二八名、總得票数二六万票。この結果についての評価は立場によつて異なるが、「金権万能の選挙界に徒手空拳を以て進出」し、このような成績を挙げたことは、無産階級にとつてプラスであつただけでなく、「選挙界の積弊に向つて一大鉄槌を下したものだ」ということができるのであつた（同上、二九九ページ）。

無産政党の代表者二八名が府県会に送られたことは、地方議會に「異常な影響」を与えた。無産政党出身議員たちが、まず直面した問題は、議長・副議長の選挙であつた。自選、棄権、欠席等の対応のほか、「政友会と抱合」するなどの姿勢が示された。政友会と民政党が同数で無産政党側がキャスティング・ヴォートを握つた場合、自選の姿勢は好評を以て迎えられ、政・民伯仲を利用して自らが副議長に就いた場合、「不評」であつた。無産政党出身議員は、それぞれの府県会において、牛馬税、自転車税、その他諸税の撤廃のために奮闘、言論の取締りや警察官の横暴な態度等について弾劾的質問を放ち、「概して好評を以て迎へられたやうである」が、この点について「正確なる資料に依つて具体的に報告することの出来ない」のは「遺憾」である、とされている。（同上、三一〇～三一ページ）。

第五十五回特別議會（一九二八年四月二三日～五月六日）

与野党伯仲の議會における無産政党議員八名の初進出であつた。「階級的利益」のための「協同一致」を目差して、一九二八年三月九日、社会民衆党の提唱によつて「無産政党議會対策共同委員会」が設置された。「継続的機関」とすること、各党代表者三名によつて構成すること、共同委員会は多数決制をとらず協議制とすること、共同委員会は「その決定事項に就き無産党議員団を統制する権限を有する」こと、などが協定された（『日本労働年鑑、一九二九年版』三二三ページ）。

議會対策共同委員会は、一九二八年三月二四日を第一回として、四月二五日までに七回、議會開会中はほとんど連日開催された、とされている。この間の主要検討課題は、議長・副議長選出問題であり、内閣不信任案に対する態度決定の問題であった。

議長・副議長の選出にあたって、棄権でなく、無産政党側の独自候補への投票が方針とされたが、決選投票段階の方針については意見の一致を見ることがなかった。一九二八年四月二〇日、衆議院議長選挙において、決選投票段階で中間派・左派の四議員が棄権退場したので与党・政友会から議長が選出される結果となった。同副議長選挙において、中間派・左派の四議員が票決に加わり、野党側から出た革新倶楽部の清瀬一郎が選出される結果となった。そして、無産政党も野党である以上、棄権をすべきではなく、「野党に合流すべき」であったとする見方が強く出された〔日本労働年鑑、一九二九年版〕三二六〜三二七ページ。無産政党としての議會主義のあり様が具体的に問われたのであった。

内閣不信任案問題においても、無産政党とその出身議員は、既成政党を院外で批判するだけでなく、与野党の対抗関係を院内政治として処理する過程を通じて、無産政党の独自性を確立するという新たな課題に具体的に直面することになった。与党としての政友会、その政友会と議席を伯仲させた民政党、キャスティング・ヴォートを握った小会派としての明正会、実業同志会、革新党などが入り乱れて繰り広げる政治的暴露と不信任案提出、党首間の政治的取り引き、等の渦の中に、無産政党の議員団は巻き込まれざるをえなかった。⁽¹⁾ 無産政党議會対策共同委員会は、一九二八年三月二四日付と、同四月二一日付、五月六日付の声明書を発表して、内相弾劾、田中内閣打倒、等の基本姿勢を明らかにしているが、この間、「野党協議会」の場で、「政策協定」に応じるべきか否か、に直面し、無産政党間の

意見を一致させることができない（同上、三二七〜三二九ページ）。カウンター・パーティとしての無産政党に、オポジションとしてのあり方が新たな課題として提起され、無産政党としてはその転換に多少の逡巡を示さざるをえなかったのである。

なお、第五十五帝國議會の「収獲」としては、社会民衆党西尾末広の総括質問、同亀井貫一郎の緊急質問、日本労働党河上丈太郎による決議案賛成演説、の三点が挙げられている。ほかに、無産政党としては、常任委員会の委員長選挙で「野党側に投票」し、治安維持法改正案に反対し、選挙法改正案と健康保険法改正案を提出するなどの動きを示したと記録されている（同上、三二九ページ）。

一九二八年四月二八日、無産政党議會対策共同委員会が「主催」して開催した田中内閣打倒の「民衆大会」は、最初の院内・院外の呼応関係の試みであった（同上、三二八ページ）。ここでは院内主導の形をとっていた。

第五十六回通常議會（一九二八年二月二六日〜一九二九年三月二五日）

左派無産政党としての労働農民党は、一九二八年二月の総選挙で、山本直治と水谷長三郎を当選させた。しかし、第五十五回議會が招集される直前の同年四月一〇日、労働農民党は解散命令を受けた。同四月一二日、無産政党議會対策共同委員会（第二回）において、右派の社会民衆党を代表して片山哲は「労働農民党が解散を命ぜられたことは遺憾であるが、この際労働農民党の所属代議士は議會対策共同委員会より遠慮せられたし」と提議した。この提議は、中間派の日本労働党の反対があつて容れられなかった（『日本労働年鑑、一九二九年版』三二四ページ）。

第五十六帝國議會の開会を前にして、無産政党議會対策共同委員会は、その開催を「社民党のために阻まれて中絶

の止むなきに至つた」と記録されている(同上、三二九ページ)。この間の経緯が、片山哲の「回顧」には含まれていない。しかし、第五十六帝國議會において、「議會対策共同委員会は社会民衆党の反対に依つて中絶したが無産議員団の結束は従前と何等変化なかつた」とされ、次のような院内活動が記録されている(『日本労働年鑑、一九三〇年版』三二二ページ)。

(1) 総括質問。民憲党浅原健三(二月二十日)。社会民衆党鈴木文治(二月二十六日)。

(2) 社会民衆党亀井貫一郎、予算委員会で満州某重大事件(張作霖爆死事件)について詳細に質問。無産政党政議員団としては一月三十一日上程の公表決議案に賛成。

(3) 内閣不信任案。二月九日上程の同案に社会民衆党西尾末広、賛成演説。

(4) 予算案。無産政党政議員団は、予算返上論を以て臨んだ。

(5) 両税(地租・營業)移譲案。二月二日上程の同案に、日本労働党河上丈太郎が反対討論。

(6) 治安維持法改正案。二月二日上程の同案に旧労働農民党の水谷長三郎が反対討論。

(7) 久原通相弾劾決議案。三月七日上程の民政党提出案に合流、亀井貫一郎が賛成演説。

(8) 小選挙区制案。三月二日。亀井貫一郎が三時間に亘る質問(オプストラクシヨン)。無産政党政全体で反対。

(9) その他。労働者災害扶助法案、陪審法案、工場法中改正法律案、等の上程に際し、それぞれ無産政党政として意志表示。

第五十六帝國議會開會中、旧労働党所属の山本宣治議員が右翼団員員によつて刺殺された。日本労働党、社会民衆党等、いずれも抗議の声明と決議を発表、無産政党政議員団としての共同の歩調をとつた。三月六日の本会議で、日本

労農党の河上丈太郎が「宣言的の質問演説」を行なった(同上、三二八〜三三〇ページ)。

第五十七回通常議會(一九二九年一月二六日、会期中解散)

第五十八回特別議會(一九三〇年四月三日〜五月一三日)

中間派の日本大衆党の提唱があり、右派の社会民衆党と左派の労農党の呼応があつて、一九三〇年四月一八日、「無産黨議會対策共同委員会」の再発足がなされた。第五十五帝國議會における議會対策共同委員会には「無産黨議員団を統制する権限」が付与されていたが、今回のこの委員会の「主たる任務」は、「提出議案の調査および作成」にあると確認された。この確認にもとずいて、「各党分担して法律案作成に当る」ことになり、分担が次のように定められた(『日本労働年鑑 一九三二年版』三六八〜三六九ページ)。

労働組合法案。健康保険法中改正法案。失業手当支給に関する法律案。選挙法中改正法律案。——以上、社会民衆党。

小作組合法案。漁民法案。小作法案。——以上、日本大衆党。

治安維持法撤廃に関する法律案。無産者の支払猶予に関する法律案。——以上、労農党。

議會活動としては、次のような動きがあつた、と記録されている(同上、三六九ページ)。各党の連携に注目したい。

(1) 総括質問。四月二七日、労農党大山郁夫。

(2) 失業手当法。大山の総括質問において提示された失業手当法について、五月八日、社会民衆党松谷与二郎が提案

理由を説明。

(3) 労働組合法案。第五十六回議會で鈴木文治が提案したのと同様の案を、提出。五月八日、社会民衆党片山哲が提案理由を説明。

(4) 警官抜剣事件質問。社会民衆党片山哲が当局の責任を追及。(大山の総括質問と関連の発言。)

第五十九回通常議會(一九三〇年二月二六日—一九三一年三月二七日)

一九三〇年二月一日、日本大衆党の提唱があり、社会民衆党、労働党の呼応があつて「議會闘争無産党共同委員会」が設立された。「無産党議員団に対して政策の基準を示し議員団の行動を統制し併せて院外の大衆闘争と議員団との結合統一をはかる」ことがこの委員会設置の目的とされた(『日本労働年鑑、一九三一年版』三六九ページ)。

院内活動と院外大衆行動との呼応関係を主要内容として追求するようになった共同委員会は、次のような院外行動を組織した。「三月事件」が帰結となつた。一九三一年三月二二日、中間派と左派の合同体として結成された全国大衆党の提議によつて、共同委員会は解体声明を発表する(『日本労働年鑑、一九三二年版』四六二—四六三ページ)。

(1) 声明書発表。「議會内に於ける議員団の闘争と議會外における大衆闘争の緊密なる結合の下にブルジョア政治支配の曝露と闘争を果敢に展開せんことを声明す」(一九三一年一月一九日付)。

(2) 議會解散要求無産者大会。この大会の目的は「議會に向つて大衆的示威行進を敢行すること」にあつた。大会は「異常なる盛会裡に開催」された。大会閉会后、国会に向けてのデモ行進に入り、議會通用門で警官隊と衝突した(一九三二年二月一八日)。

(3) 議会批判、国会解散を求める各地の大会、演説会（詳細、略）。

(4) 反動内閣打倒大演説会。芝協調会館で開催。中途から「無産者大会」に変更。内閣打倒の決議をし、実行委員を挙げて「議会に押しかけんとしたが、警官の爲検束さる」（一九三二年三月二〇日）。

以上のような、第五十五帝国議会から第五十九帝国議会にいたる政党政治開花状況に対応した無産政党諸党の議会主義展開の経過をよつて、第五十八帝国議会における労働党委員長大山郁夫の衆院本会議における質問演説の背景をとらえ、文脈を読みとることができるといえよう。

それとともに、帝国議会史における仇花のような政党政治の開花であつたが、その短い開花期間に、無産政党はそれなりの立場における議会政治への対応の経験を積んだことを確認できる。野党側に立つている既成政党と政策協定を結ぶ課題に迫られたし、昨日は民政、今日は政友と、与野党の交替過程において発生せざるをえない交錯した投票行動（クロス・ヴォーティングへの接近？）を経験せざるをえなかつたし、第五十六帝国議会におけるかつてない組織的計画的議事妨害（オブストラクション）にも加担することになつた。これらの現実課題への対応は、無産政党諸党が「階級的潔癖」⁽⁵⁾性にとらわれ、カウンター・パティイにとどまることを許さなかつた。

無産政党が、キャスティング・ヴォートを掌握する状況においてのみ「社会主義政党の議会活動という新しい課題」に直面する、とする把握は正確ではなかつた。⁽⁶⁾議会活動がある限り、無産政党出身議員といえども、「会派」への結果が課題とされた。小党派は議員集団を結成して「控室」を獲得し、院内活動の一単位となることが求められた。無産政党左・右両派の対抗関係の激化にもかかわらず、議会対策共同委員会が、あるときは「統制」機能において、

あるときは「調整」機能において結成されざるをえなかつた。社会民主主義の社会ファッショ的機能の發揮すら、ほかならぬ「議会対策」共同委員会の「議会闘争」共同委員会への転化によつて具体化された。

無産政党の議会活動という「新しい課題」は、わが国の社会労働運動史における憲政史との接点を意味している。そして、この接点について、労働党の委員長であり衆議院議員であつた大山郁夫は、無産政党の運動過程における「中間の道程」検討の課題であり「臨機の方策」検討の課題である、との把握を示したのである。その上での、貴重な衆議院議員としての二年間の経験であつた。亡命生活時の大山の、ノースウエスタン大学における日本憲政史、とくに美濃部憲法学への没入の前提として、あるいは、一九四八年と推定される、大山における戦前の論稿への書き込みの背景として、一九二〇年代後半から一九三〇年代における、わが国政党政治の開花期における無産政党の議会活動の経験が、右に見た程度において蓄積されていたことを確認し、その事実経過を重視しておきたい。

(1) 河野密・赤松克磨・労働党書記局『日本無産党史』（白揚社、一九三一年）においては、各党の選挙「闘争」について詳細な記述が試みられているが、無産政党がせつかく議員を議会に送つたあとの院内活動についてはほとんどふれられないことがない。

(2) たとえば、升味準之輔『日本政党史論・第五卷』（東京大学出版会、一九七九年）四五六―四五八ページ。なお、升味氏のこの長大な分析において、無産政党Ⅱ社会民主主義政党の「さまざまな模索」がほとんど無視されていることの問題性について、伊藤隆・山室憲徳の書評、升味準之輔『日本政党史論』第五卷（『史学雑誌』第八九編第十号、一九八〇年一〇月）が論じている。この指摘は妥当である。この指摘の背景には、伊藤隆『昭和初期政治史研究』（東京大学出版会、一九六九年）における浜口内閣、ことに軍縮問題との関連における無産政党諸党の位置づけの試みがある

(同書四五〇—四五七ページ)。

(3) 第五十五帝国議會において、無産政党諸党は既成政党小会派所屬の清瀬一郎を野党側の統一候補として衆議院副議長に当選させた経過がある。第五十八帝国議會において、大山が軍事費の削減については清瀬に譲ると演説したのは、無産政党諸党の議會活動史をふまえてのことであつた。

(4) 政党政治の開花期が、同時に、政党政治の終焉を意味する「汚点」や「不信」の全面的な展開過程を意味していたとする「昭和の新政」の通史的記述としては、白木正之「日本政党史・昭和編」(中央公論社、一九四九年)がある。政党政治期に提示された憲政史の諸問題について、明快な理論的解明を試みている論述としては、美濃部達吉「現代憲政評論—選挙革新論其の他—」(岩波書店、一九三〇年)所収の諸論文がある。

(5) 河野密「日本社会政党史」(中央公論社、一九六〇年)一二一ページ。

(6) 升味、前掲「日本政党史論」第五卷、二九八ページ。

七 七 七 七 七

一九二九年六月の時点で、美濃部達吉は、『法学協会雑誌』に「議會に於ける議事進行妨害」を發表し、第五十六帝国議會における民政党齊藤隆夫、社会民衆党亀井貫一郎などのそれぞれ三時間以上に及ぶ質問演説を、「少数派の議事進行妨害」であるが、一般論としては「場合に依り正当防衛として認められるべきものである」と容認する立場を明らかにした。さらに、美濃部は、次のような観測を行なつて見せた。

……他日階級的の反感が益々峻烈となり、而して議會に於いて資本党と無産党とが相對峙する時期が来るならば、其の時は、議事妨害も相当峻酷化する虞が有るであらう。

(美濃部、前掲「現代憲政評論」三五三ページ。)

美濃部が觀測した「他日」とは、第二次大戰後のことになった。それまで、無産政党は、美濃部憲法学および行政学が理論的検討を要する法制上の事象としての位置を占めることはなかつたのである。無産政党が、はじめて議員を議會に送つたとき、「すこぶる有力な新興勢力を得た」として「深き喜び」を表明する美濃部であつたが(同上、二五一ページ)、その無産政党と美濃部憲法学は、政党政治の開花期に、すれ違いの關係しか示しえなかつた。美濃部の治安維持法批判、枢密院・貴族院批判、国體論批判、等に、無産政党の側から、積極的支持、あるいは肯定的評価とまでいかなくとも、少くとも默契のサインが送られた例など、あつてもよさそうに思えるのであるが、少しも見当らないのが実態のようである。

ある作家の文学作品の中の次の一節など、戦前の社会運動と美濃部憲法学のすれ違いの実態から生み出されたものといえよう。

小生が長い間尊敬してきたある非転向の先輩は「天皇機関説も天皇制擁護の一翼だ」と、いかにも打倒論者が手を結ぶ友ではないようにいいました。もちろん、機関説はマルクス主義とは縁はありません。けれどそのときなぜ小生は「現に反軍の闘争の火ぶたを切つてゐるではないか」と反論できなかったのかいまたなれば残念です。この

夏わが国の進歩勢力のいっさいが美濃部博士を助けて学問の自由のためにたたかわなかつたことは弁護の余地のない日相見です。

(山代巴「濁流をこえて」より。)

どちらかといえば、すれ違いの原因になつていたのは社会運動の側の視野の狭さであり、美濃部憲法学の側からは、合法的社会運動の政治的成熟に期待する熱いままな差しのサインを送つていた節が認められる。

政党政治期における無産政党の議会議案主義化の意義を充分に経験し、その後、亡命中の研究活動で美濃部憲法学の再評価を課題とすることになつた大山郁夫の存在は、わが国の社会運動史におけるわが国憲政史との接点となつている。大山郁夫の美濃部憲法学への沈潜があつて、そこでようやく、両者のすれ違いの調整が試みられることになつた。そのことを、以上で検討した若干の資料が示しているといえよう。

(付記)

本稿を、法政大学国内研究制度(一九八六年度)の適用に対する研究報告とさせていただく。関連する研究成果として、本稿二の注記(2)に挙げた論稿「社会労働運動史と憲政史の接点」、『大原社会問題研究所雑誌』第三四二号、一九八七年五月、があり、ほかに「長谷川如是閑と大山郁夫」、『大原社会問題研究所雑誌』第三三七号、一九八六年二月、がある。本稿とあわせてご検討いただければ幸いである。